

令和7年度 基礎研究費の申請・報告等について（通知）

1 基礎研究費の目的

基礎研究費は、質の高い研究活動や知的財産の社会還元、外部研究費獲得の礎となる基礎的な研究活動に要する研究費として、運営交付金から交付しています。

一方で、現在、本学は未曾有の財政難に直面しており、これまで大学として研究に支援してきた財源も危機的な状況にあります。しかし、大学として研究活動は重要な使命であり、本学のプレゼンスの向上に必要不可欠であることに変わりはありません。

そのような状況を踏まえ、今回、基礎研究費の付加交付分に関しては、交付基準を一部変更しています。あらためてご留意のうえ申請頂きますようお願いいたします。

※ 教育活動に要する経費及び教員の指導経費として学務・教務部が所管している「学生教育費」とは目的が異なりますので、使途を混合しないよう、十分ご注意ください。

2 対象者

基礎研究費の交付対象は、以下の基本条件をすべて満たす専任教員となります。

《基本条件》

- ① 「研究倫理教育プログラム（eAPRIN）」の受講完了（※申請時に修了証番号等を申告）
- ② 「研究活動・研究費の使用に係る誓約書」の遵守
- ③ 「研究に係る秘密情報管理に関する誓約書」の遵守
- ④ 「researchmap（研究者データベース）」の更新

※在職扱いの海外留学生は交付対象になります。

3 申請方法

① 基礎研究費申請について

Web 申請（Forms）となります。申請方法は別途 Email にてお知らせします。

② 「研究活動・研究費の使用に係る誓約書」について

提出方法は別途 Email にてお知らせします。

③ 「研究に係る秘密情報管理に関する誓約書」について

以下のアドレスから Web 提出(Forms)してください。

☞ <https://forms.office.com/r/40YHZLjCQT>

➤ 申請入力・提出期日：**令和7年3月17日（月）厳守（①、②、③）**

※ 期日までに申請・提出いただいた場合は、4月1日より研究費の執行が可能です。

4 基礎研究費の概要・交付基準

《交付額および交付条件》（医学科のみ）

医学部医学科は下表のとおり、30万円/人を定額基礎分として交付し、付加交付分は教室内の国系の競争的研究費保有者の数に応じて交付します。

教室規模 (教員数)	定額基礎分 (一律)	付加交付分 (付加交付条件を満たした場合に交付)	共同利用施設	合計額
5名以上	30万円×5人	上限100万円	15万円	最大265万円
4名	30万円×4人	上限80万円	15万円	最大215万円
3名	30万円×3人	上限60万円	15万円	最大165万円
2名	30万円×2人	上限40万円	15万円	最大115万円
1名	30万円×1人	上限20万円	15万円	最大65万円

なお、付加交付の条件は以下のとおりです。5名以上の教室は上限を設けます。

金額	20万円
条件	当該年度4月1日在籍者が以下のいずれかの条件を満たすこと ① 4月1日時点で研究代表者として科研費（※1）もしくは国系の競争的研究費（AMED, JST, 厚労科研等※2）保有者（新規採択内定者を含め研究代表者に限る）であること ② 8月1日時点で科研費の「研究活動スタート支援、挑戦的研究（開拓・萌芽）」の新規採択内定者（研究代表者に限る）であること
備考	※1 科研費の継続課題においては「採択当初の研究期間のみ」が付加交付の対象となります。 <u>延長課題や繰越課題は、付加交付の対象外です。</u> ただし「海外渡航」「産休・育休」による延長は、付加交付の対象とします。 ※2 「競争的研究費制度一覧（制度概要）（別紙）」に記載のある研究費を「国系の競争的研究費」として定義します。

《交付スケジュール》

・定額基礎分

申請：2月中旬から

申請〆切：3月17日 厳守

交付決定：4月1日付

・付加交付分（予定）

申請：7月中旬から

申請〆切：8月5日 厳守

交付決定：9月1日付（執行については4月1日以降の分から発議が可能です。）

※付加交付分のスケジュールは現時点での予定となっております。確定しましたら、あらためてご案内しますので、詳細はそちらをご確認ください。

《その他注意事項》

・年度途中の採用者・復職者については、定額基礎分を月割で交付します。ただし、5名以上の場合は定額のため、追加配分は行いません。

・年度途中の退職等で減員となる場合は、減額配分は行いません。

5 不正防止への取り組み

本学では、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究に関する不正行為の防止に取り組んでいます。

一つの不正行為が、大学全体に重大な影響を及ぼします。また、不正事案の該当者には「公立大学法人横浜市立大学職員就業規則」（公立大学法人横浜市立大学規則第4号）及び「公立大学法人横浜市立大学職員懲戒規程」（公立大学法人横浜市立大学規程第107号）に基づき、懲戒に処せられることになります。

不正の背景には、さまざまな要因がありますが、何より研究者一人ひとりが、日々の研究活動の中で、不正を未然に防ぐための「自由にものが言える風土の醸成」、「研究指導に当たる教員の責任感と意識」を心掛け、実践していくことが重要です。

公正な研究推進のための研究倫理教育や、責任ある研究活動の実施に向けた取り組みについて、学内専用ホームページに掲載していますので、今一度、御確認いただき、取組の徹底をお願いします。

☛ https://www.yokohama-cu.ac.jp/res-portal/risk/kenkyuhi_guideline.html

6 その他

(1) 研究費の執行方法

研究費を執行する際は、「研究費執行マニュアル」に記載されているルールに則り、執行します。

また、関連様式や研究費執行マニュアルについては、最新のものを使用するようにしてください。

(2) 研究費説明会への出席について

研究費のルールや執行に関する注意点等については、年3回程度開催する研究費説明会にて説明を行います。メールやポスター等により開催周知を行いますので、確認頂き出席をお願いします。

※研究費執行マニュアル・様式集、研究費説明会

☛ https://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/internal/manual-setsumei.html

(3) 基礎研究費の成果報告

申請と同時に当該年度の報告をお願いします。

- ・公表を前提とした内容でご作成ください。
- ・論文、受賞、書籍等出版物、講演・口頭発表等の成果・実績については必ず researchmap の情報を更新して下さい。
(基礎研究費英名：a Grant for Academic Research from Yokohama City University.)

☛ researchmap は科研費の審査時に参照されますので、必ず更新をお願いします。

更新方法：https://www-user.yokohama-cu.ac.jp/~kenkyu/?page_id=1060

(4) 基礎研究費の交付後に、基本条件、交付基準等の未達成が判明した場合の対応

交付後であっても、条件にあてはまらない状況が判明した場合には、該当する教室、領域、研究者に連絡のうえ、研究費の使用中止を求めることがありますので、必ずご確認ください。

(5) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

科研費等の競争的研究費への申請にあたっては、e-Rad への登録が必須となります。申請を予定しているが未登録の方は、下記 URL を参照の上、速やかに登録手続きをお願いします。

https://www.yokohama-cu.ac.jp/res-portal/res_exps/kakenhi_meibo.html

(6) 基礎研究費からの共通経費の控除について

医学部においては、RI センター・動物実験センター・共通機器・共用利用区画等の使用に係る共通経費は、昨年度の実績に基づき、今年度交付予定の基礎研究費から控除します。交付時は控除済の基礎研究費が配分されます。

7 お問い合わせ先

<基礎研究費の予算交付に関するお問合せ>

【福浦キャンパス】研究基盤課 医学系研究費管理担当 TEL : 787-2735 (e-mail : fkenkyu@yokohama-cu.ac.jp)

<基礎研究費の執行に関するお問合せ>

【福浦キャンパス】研究基盤課 医学系研究費管理担当 TEL : 787-2735 (e-mail : fkenkyu@yokohama-cu.ac.jp)

<研究に関する秘密情報管理に関するお問合せ>

研究・産学連携推進課 知財・契約担当 TEL : 787-2061 (e-mail : export_c@yokohama-cu.ac.jp)